

伊東市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（案）の制定に係る意見募集

指定居宅介護支援、指定介護予防支援、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの運営基準等については、介護保険法の規定により、厚生労働省令を基準として市の条例で定めることとされており、この基準を満たす指定事業者が指定居宅介護支援等を提供することとされております。

この度、令和6年1月25日付けで「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和6年厚生労働省令第16号）が公布され、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第38号）等の改正がなされたことに伴い、市の条例で定めている居宅介護支援、地域密着型サービス及び介護予防支援の人員及び運営等に関する基準を、省令の改正内容に基づき整備する必要があることから、所要の改正を行います。

このため、条例案の作成にあたり、市の考え方を下記のとおりまとめましたので、市民の皆様の意見を募集いたします。

1 改正する条例（案）

- ・伊東市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
- ・伊東市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・伊東市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- ・伊東市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例

2 基準省令（国）と条例（市）の関係

(1) 指定居宅介護支援

種類	内容	条例案（市の基準）
従うべき基準	<p>●ケアマネジャーの人員基準</p> <p>・要介護者の数に、要支援者の数に1/3を乗じた数を加えた数が44ごとに1人配置（居宅介護支援事業所と介護サービス事業所間において、システムを活用し計画に係るデータを電子的に送受信し、かつ事務職員を配置している場合は、要介護者の数に要支援者の数に1/3を乗じた数を加えた数が49ごととする。）</p> <p>●管理者の兼務範囲の明確化</p> <p>・管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。</p>	国の基準どおり

	<p>●公正中立性の確保のための取組の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下について努力義務とする。 <ul style="list-style-type: none"> ▶作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各種サービスの割合について、利用者に説明すること。 ▶作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各種サービスごとの提供回数のうち、同一事業者によって提供されたものの割合について、利用者に説明すること。 <p>●身体的拘束等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合はその理由等を記録しなければならないものとする。 <p>●指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記の要件を満たした場合、少なくとも2月に1回利用者の居宅を訪問した上で、訪問しない月は、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを可能とする。 <ul style="list-style-type: none"> ▶利用者から同意を得ている場合 ▶次に掲げる事項について、サービス担当者会議等において、主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること <ul style="list-style-type: none"> ▷利用者の心身の状況が安定していること ▷利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通できること ▷介護支援専門員がテレビ電話等のモニタリングでは把握できない情報について担当者から情報提供を受けていること。 	
<p>参酌すべき基準</p>	<p>●重要事項の掲示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要事項（運営規程の概要、職員の勤務体制等サービスの選択に資すると認められるもの）について、書面掲示に加えて、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則としてウェブサイトにも掲載する。（1年間の経過措置期間を設ける） 	<p>国の基準どおり</p>

(2) 指定地域密着型サービス

種類	内容	条例案（市の基準）
従うべき基準	<p>●管理者の兼務範囲の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全地域密着型サービスにおいて、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。 ・（看護）小規模多機能型居宅介護の管理者による他の事業所の職務との兼務について、他事業所のサービス類型を限定しないこととする。 <p>●身体的拘束等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護サービスにおいて、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合はその理由を記録しなければならない。 ・（看護）小規模多機能型居宅介護サービスにおいて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備及び研修の実施）を講じなければならないものとする。委員会の開催については、テレビ電話等の活用も可能とする。（1年の経過措置期間を設ける。） <p>●生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特定施設入居者生活介護サービスにおいて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、生産性向上の取組に当たっての必要な安全対策について検討したうえで、見守り機器等の複数のテクノロジーの活用、職員間の適切な役割分担等の取組により、介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減が行われていると認められる事業所ごとに置くべき介護職員及び看護職員の合計数について、利用者の数が3又はその端数を増すごとに0.9以上であることとする。 	国の基準どおり
参酌すべき基準	<p>●重要事項の揭示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全地域密着型サービスにおいて、重要事項（運営規程の概要、職員の勤務体制等サービスの選択に資すると認められるもの）について、書面揭示に加えて、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則としてウェブサイト 	国の基準どおり

にも掲載する。(1年の経過措置期間を設ける。)

●介護現場の生産性の向上

・(看護)小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスにおいて、事業者は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を設置するものとする。(3年の経過措置期間を設ける。)

●協力医療機関との連携体制の構築

・認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスにおいては、事業所内での対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、入居者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保する等の措置を講ずるよう努めることとする。(地域密着型介護老人福祉施設については、義務化とするが、3年の経過措置期間を設ける。)

●新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

・新興感染症(※1)の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。

・協力医療機関が第二種協定指定医療機関(※2)である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。

※1 新興感染症とは、SARS(重症急性呼吸器症候群)、ウエストナイル熱など新しく認知され、局地的にあるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。

※2 第二種協定指定医療機関とは、協定を締結した医療機関のうち、病床の確保に対応する医療機関を「第一種協定指定医療機関」、発熱外来又は自宅療養者等の対応を行う医療機関を「第二種協定指定医療機関」と呼び、それぞれ都道府県知事による指定を受けることとなる。

	<p>●緊急時等における対応方法の定期的な見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスにおいて、緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとし、1年に1回以上見直しを行うこととする。 <p>●ユニットケアの質の向上のための体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスにおいて、ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととする。 <p>●サービス内容の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護小規模多機能型居宅介護サービスにおいては、「通い」「泊まり」における看護サービスが含まれる旨を明確化する。 	
--	--	--

(3) 指定地域密着型介護予防サービス

種類	内容	条例案（市の基準）
従うべき基準	<p>●管理者の兼務範囲の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全地域密着型介護予防サービスにおいて、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。 ・介護予防小規模多機能型居宅介護サービスにおいて、管理者による他事業所との兼務について、他事業所のサービス類型を限定しないこととする。 <p>●身体的拘束等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護サービスにおいて、利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合はその理由等を記録しなければならない。 ・介護予防小規模多機能型居宅介護サービスにおいて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備及び研修の実施）を講じなければならないものとする。委員会の開催については、テレビ電話等の活用も可能とする。（1年の経過措置期間を設ける。） 	国の基準どおり
参酌すべき基準	<p>●重要事項の掲示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全地域密着型介護予防サービスにおいて、重要事項（運 	国の基準どおり

営規程の概要、職員の勤務体制等サービスの選択に資すると認められるもの)について、書面掲示に加えて、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則としてウェブサイトにも掲載する。(1年の経過措置期間を設ける。)

●**介護現場の生産性の向上**

・介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護サービスにおいて、事業者は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を設置するものとする。(3年の経過措置期間を設ける。)

●**協力医療機関との連携体制の構築**

・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスにおいて、事業所内での対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、入居者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保する等の措置を講ずるよう努めることとする。

●**新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携**

・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスにおいて、新興感染症(※1)の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、第二種協力指定医療機関(※2)との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。

※1 新興感染症とは、SARS(重症急性呼吸器症候群)、ウエストナイル熱など新しく認知され、局地的にあるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。

※2 第二種協定指定医療機関とは、協定を締結した医療機関のうち、病床の確保に対応する医療機関を「第一種協定指定医療機関」、発熱外来又は自宅療養者等の対応を行う医療機関を「第二種協定指定医療機関」と呼び、それぞれ都道府県知事による指定を受けることとなる。

(4) 指定介護予防支援

種類	内容	条例案（市の基準）
従うべき基準	<p>●介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所ごとに1以上の員数の介護支援専門員を置かなければならないものとする。 ・常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置かなければならないものとする。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合は、介護支援専門員を管理者とすることができる。 ・管理者は専らその職務に従事する者でなければならないものとする。（同一の事業所の他の職務に従事する場合や、管理上支障のない範囲で他の事業所の職務に従事する場合を除く。） <p>●身体的拘束等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合はその理由等を記録しなければならない。 	国の基準どおり
参酌すべき基準	<p>●重要事項の掲示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要事項（運営規程の概要、職員の勤務体制等サービスの選択に資すると認められるもの）について、書面掲示に加えて、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則としてウェブサイトにも掲載する。（1年の経過措置期間を設ける。） <p>●指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記の要件を満たした場合、少なくとも6月に1回利用者の居宅を訪問した上で、訪問しない月は、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とする。 <ul style="list-style-type: none"> ▶利用者から同意を得ていること ▶次に掲げる事項について、サービス担当者会議等において、主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること <ul style="list-style-type: none"> ▷利用者の心身の状況が安定していること ▷利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通できること ▷介護支援専門員がテレビ電話等のモニタリングでは把握できない情報について担当者から情報提供を受 	国の基準どおり

	けていること。 ●市に対する情報提供 ・市から情報提供の求めがあった場合は介護予防サービス計画の実施状況等を市に情報提供することとする。	
--	---	--

3 条例案の作成にあたっての市の考え方

(1) 指定居宅介護支援、指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービス、指定介護予防支援

種類	市の考え方
従うべき基準	厚生労働省令に従い、必ず適合しなくてはならないとされているため、厚生労働省令で定められた基準のとおり定めます。
標準とすべき基準	厚生労働省令で定める基準を標準として、合理的な理由がある範囲内で、地域に実情に応じた内容を定めることが許容される基準ですが、現時点において、本市の状況に厚生労働省令と異なる基準とすべき、特段の事情や地域性が認められず、指定居宅サービス等の運営等に支障がないことから、原則として厚生労働省令で定められた基準をもって、本市の基準とする条例案とします。
参酌すべき基準	厚生労働省令で定める基準を参酌した結果、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容される基準ですが、現時点において、本市の状況に厚生労働省令と異なる基準とすべき、特段の事情や地域性が認められず、指定居宅サービス等の運営等に支障がないことから、原則として厚生労働省令で定められた基準をもって、本市の基準とする条例案とします。

(2) 該当する国の基準省令

- ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）
- ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）
- ・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）
- ・指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）

4 意見募集について

(1) 対象

- ア 市内に住所を有する者
- イ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ウ 市内に存する学校に在学する者
- エ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人

オ 市内に所在する固定資産の所有者

カ その他条例案に利害関係を有する者

(2) **募集期間** 令和6年4月12日(金)から令和6年5月13日(月)まで

(3) **公表案等の公表場所** 高齢者福祉課窓口(高層棟1階)とホームページで公開

(4) **応募方法**

募集期間中に高齢者福祉課まで、別紙「伊東市パブリックコメント意見提出様式」に記載の上、ご持参いただくか、郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかの方法で提出してください。

ア **持参先** 高齢者福祉課(高層棟1階) 午前8時30分から午後5時15分まで

※土・日曜日及び祝日は除く

イ **郵送の際の送付先**

〒414-8555 伊東市大原2-1-1 伊東市役所高齢者福祉課行

ウ **ファクシミリ送付先** 0557-36-1165

エ **電子メール送付先** kourei@city.ito.shizuoka.jp

(5) **いただいたご意見について**

お寄せいただきましたご意見は、整理し、公表いたします(お名前・ご住所については公表いたしません)。個々のご意見について、直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

(6) **お問合せ先**

伊東市役所高齢者福祉課 電話：0557-32-1563